

インボイス制度に係る「2割特例」の適用に関する注意点

～「2割特例」適用のためには、追加の手続きが必要なケースがあります～

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されました。これにより、新たに免税事業者から課税事業者となった方は次の点にご注意してください。

インボイス制度の導入を契機として、新たに免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方で、①インボイス発行事業者の登録申請書のほか②インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）を含む課税期間に係る「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている場合、「2割特例」の適用に当たっては、課税期間の末日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出していただく必要があります。届出状況について、再度ご確認くださいと思います。令和5年税制改正において、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、3年間、納付税額を売上げに係る消費税の2割とすることができる特例が設けられました。

ただし、この「2割特例」は、「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税期間の初日（インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）より前の日）から課税事業者となる場合は適用できません。

以下のチェック項目をご確認の上、当てはまる項目に沿って必要な手続きを行ってください。

<チェック項目>

1 （設備投資等があり、消費税の還付申告を予定している等）課税期間の初日（法人であれば、通常は事業年度開始日）から課税事業者となる必要がある

yes ⇒ 既にご提出いただいている消費税課税事業者選択届出書に記載された課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません。

no ⇒ 2^

2 課税期間の初日から消費税の課税事業者となる必要はなく、2割特例の適用を受けたい。

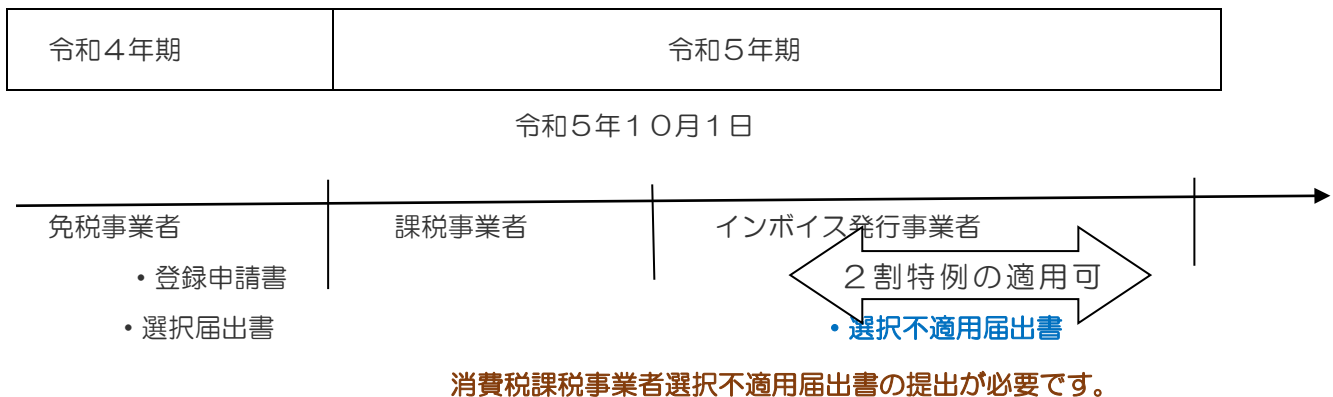
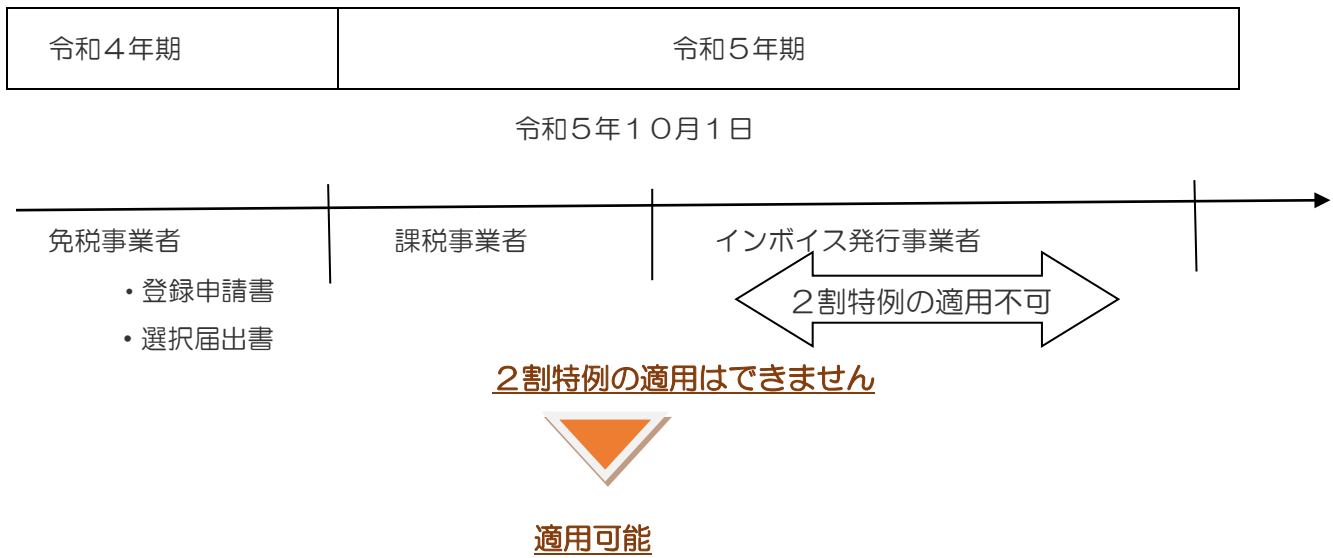
yes ⇒ 「消費税課税事業者選択不適用届出書」を課税事業者選択届出書に記載された課税期間の末日（課税期間の末日が土日祝日となった場合でも、提出期限は延びません。）までに、税務署に提出してください。

令和5年10月1日から消費税の課税事業者となり、2割特例を適用できます。

（注）基準期間（2年前の事業年度）の課税売上高が1千万円を超えている方など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は2割特例の適用はできませんのでご注意ください。

no ⇒ 特段の手続きは不要です。既に消費税課税事業者選択届出書を提出頂いていることから、届出書に記載された課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません。

<令和4年12月に登録申請と課税事業者選択を行った12月決算法人の例>



※ 詳細につきましては、税務署でご確認ください。